

アシスト比率が道路交通法の基準を超える 「電動アシスト自転車」を使わないようにしましょう！ ～公道を走ると法令違反になるおそれも～

独立行政法人 国民生活センターが、「電動アシスト自転車」として販売されている製品についてテストを行った結果、道路交通法に定めるアシスト比率の基準を超えているものが存在することが判明しました。また、中には、電動アシスト自転車として道路交通法に適合していると国家公安委員会から型式認定※を受けたものに貼付できる「TS マーク」が付いていないものがありました。※型式認定を受けるのは任意。

基準に適合していない電動アシスト自転車で道路を走行すると法令違反のおそれがあり、その場合、運転者が罰則の対象となります。また、アシスト比率が道路交通法の基準を大きく超えていると急発進や急加速の原因になるほか、不意に強いアシスト力が加わることでバランスを崩すなど事故につながる危険があります。

アシスト比率が道路交通法の基準を超えている型式の製品を持っている場合は、その製品の使用を中止し、購入先や事業者へ確認しましょう。

また、電動アシスト自転車を購入する際には、下記リンク先のアシスト比率のテスト結果等を参考にすのほか、TS マークを目安にする等で道路交通法に適合していて公道走行が可能かどうかを確認するようにしましょう。

【詳しい情報はこちら】

- ◎ 「アシスト比率が道路交通法の基準を超える電動アシスト自転車に注意ー公道を走行すると法令違反となるおそれもー」独立行政法人 国民生活センター(平成 29 年 6 月 29 日)
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170629_2.html
- ◎ 「道路交通法の基準に適合しない「電動アシスト自転車」と称する製品について」警察庁(平成 29 年 6 月 29 日)
<https://www.npa.go.jp/news/release/2017/20170628001.html>
- ◎ 「アシスト力や充電コードに不具合がみられた電動アシスト自転車ー当該品をお持ちの方は事業者にお問い合わせくださいー」独立行政法人 国民生活センター(平成 28 年 10 月 27 日)
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20161027_2.html
- ◎ 商品テスト結果「折りたたみ電動アシスト自転車の安全性」東京くらし WEB
http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anken/test/bicycles_press.html